解散公告（第一回）

当財団法人は、平成二十二年三月三十一日大阪府知事の許可により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

大阪市中央区谷町七丁目四番一五号

財団法人大阪府傷痍軍人会

清算人　木南　龍雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

岡山県都窪郡早島町早島一一六〇番地一

特定非営利活動法人ＫＨＪ岡山きびの会

清算人　川島　炫三

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年四月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

広島県東広島市高屋町貞重一一三五番地

東広島市貞重土地改良区

清算人代表　中村　利之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月四日開催の理事会及び評議員会の議決により、平成二十二年三月十九日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

沖縄県名護市字為又一二二〇番地の一

学校法人名護総合学園

清算人　比嘉　鉄也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十八日開催の理事会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番地一六号

財団法人秋田厚生会

清算人　木村　一男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の臨時理事会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

秋田県秋田市八橋南一丁目一番三号

社会福祉法人秋田県小児療育事業団

清算人　堀井　啓一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

福島県相馬市小泉字山田八一番地二

特定非営利活動法人フレンズワーク

清算人　太田　行丸

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年一月三十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十二年二月十八日付けで千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

千葉県木更津市矢那一五八〇番地

木更津市高倉草敷土地改良区

代表清算人　宮野　弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

長野県安曇野市豊科一〇三八番地

特定非営利活動法人あずみ野リ・ネット

清算人　関本　善一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月三十日の通常総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

岐阜県岐阜市金竜町五丁目一〇番地の一

社団法人岐阜県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　立川　英雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

京都府京都市中京区新町通二条下る頭町一五番地　特定非営利活動法人ルミエール

代表清算人　石井佐知子

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十二年三月二十一日存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

奈良市佐紀町四七番一

財団法人社会教育財団

代表清算人　大橋　博

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

岡山市北区蕃山町一番二〇号

岡山県住宅供給公社

清算人　古矢　博通

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

高知県香美市土佐山田町西本町二丁目二番二〇号　特定非営利活動法人こころの会

清算人　寺村　勉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

大分県津久見市大字四浦二二一八番地一〇

財団法人津久見市仙水遊漁センター管理協会

代表清算人　宇都宮　崇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の臨時社員総会の決議により平成二十二年三月二十六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

札幌市清田区平岡一条四丁目三番六号

特定非営利活動法人夢の会

清算人　吉井　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十二日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十七日

群馬県前橋市田口町一四七三番地

財団法人群馬県救急医療情報センター

清算人　八木　克己